

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部廃棄物対策課 No. 001

処 分 名	一般廃棄物の処理手数料の減免
処 分 の 概 要	災害、その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を免除することができる。
根拠条例等・条項	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）第 27 条 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 39 号）第 12 条
審 査 基 準	◎条例第 29 条により、市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは一般廃棄物処理手数料を減免することができます。 (1)「災害を受けた者」については、本市からり災証明書の交付を受けていること (2)「その他特別の理由があると認めるとき」については、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ない者であり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であり、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
標準処理期間	7 日
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	環境経済部廃棄物対策課（環境センター）窓口への提出 又は 郵送
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
(手数料等の減免)

第 27 条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第 27 条の廃棄物処理手数料又は前条の廃棄物処理に要する費用を減免し、又は免除することができる。

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則
(手数料等の減免)

第 12 条 条例第 27 条の規定による廃棄物処理手数料等の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害を受けた者 免除
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めた者 減額又は免除